

PRESS RELEASE

R 6 . 3 . 6

消防防災安全課

愛媛県メディカルコントロール協議会の開催について

円滑な救急搬送体制確保のため、傷病者の搬送及び受入れの実施に係る連絡調整等を行う標記協議会を次のとおり開催しますので、お知らせします。

1 日時

令和6年3月12日（火）19時00分から

2 場所

愛媛県庁第一別館3階第3会議室

3 議事

(1) 報告事項

(2) 協議事項

① 救急救命士の Off the job training について

② 院内救急救命士の雇用について

③ 救急搬送困難事案の実態把握について【非公開】

④ 「えひめ救急電話相談#7119」の事例検討等について【非公開】

(3) その他【非公開】

※上記(2)③・④、(3)は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第7条第2項第1号に規定する情報に該当するため非公開とします。

4 傍聴

(1) 定員 5人

(2) 傍聴の申込み方法等

① 傍聴を希望される方は、令和6年3月8日（金）12時までに電話又はFAXにより、氏名、住所、連絡先及び会議の名称（愛媛県メディカルコントロール協議会）を愛媛県消防防災安全課消防係まで御連絡ください。

② 申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

③ 傍聴することができる方には、令和6年3月11日（月）15時までに、電話又はFAXにより連絡します。

④ 別添傍聴要領に従わない場合は退場していただくことがあります。

【問合せ先】

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課 稲田、稲垣
TEL 089-912-2316
FAX 089-941-0119

愛媛県メディカルコントロール協議会傍聴要領

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、会議開始時刻の5分前までに会場の受付で氏名及び住所等を記入の上、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。（受付は、会議開始時刻の30分前から行います。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をししたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が2の規定に違反する場合は、会長又は事務局員から注意・警告を行いますが、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。